

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会「福寿子ども基金」活動支援助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会「福寿子ども基金」設置要綱」第7条の規定に基づき、岐阜県内の「子どもの居場所」の活動を支援する活動支援助成事業の実施に必要な事項について定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 「「岐阜県ボランティア活動振興基金」助成事業実施要領」2の(2)①の規定に該当し、助成を受けた事業で、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 「子どもの居場所」の活動に関連する事業であること。
- (2) 原則として「岐阜県ボランティア活動振興基金」助成事業の助成決定年度から3年間継続して実施し、助成を受けている事業であること。
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体が実施する補助制度等を活用する事業でないこと。
- (4) 営利を目的とする事業でないこと。

2 助成決定年度から2年間継続して申請できるものとする。

(助成対象者)

第3条 岐阜県内に所在し活動する団体または法人であって、第2条に規定する事業を継続して実施する必要があるとして市町村社会福祉協議会から推薦された団体等とする。

2 法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織とする。

(助成額)

第4条 助成は予算の範囲内で行うものとし、1団体当たりの助成額は、原則として助成対象事業費（総事業費から対象外経費を差し引いた額）の10分の9以内とし、30万円を限度とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、第2条に規定する事業を実施するために必要な経費とし、必要な経費及び基準限度額等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は対象にしない。

- (1) 土地の取得経費
- (2) 法人又は団体の人件費（役職員・会員への報酬、アルバイト等への賃金等）
- (3) 法人又は団体の運営費（人件費以外の経費。）
- (4) 振込手数料
- (5) 損害保険料
- (6) 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入
- (7) 福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費

(8) 介護保険又は障害者総合支援法によるサービスと重複する経費

(助成対象事業の実施期間)

第6条 原則として、当該年度に次年度の助成事業の申請を募集することとする。

2 助成事業は、交付決定通知を受けてから実施することとし、翌年2月末日までに完了する事業とする。

(助成対象事業の申請等)

第7条 助成対象者は、この助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式及び市町村社会福祉協議会長の推薦書を岐阜県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）に提出して申請を行うものとする。

(交付決定等)

第8条 県社協会長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、速やかに決定通知書を助成対象者に交付するものとする。

(変更等の承認)

第9条 交付決定の通知を受けた助成対象者（以下「助成事業者」という。）は、この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の配分の変更（交付決定額の50%以内の減額を除く。）

(2) 助成事業の内容の変更（助成目的に関係のない事業計画の細部変更の場合を除く。）

(中止（廃止）の承認)

第10条 助成事業者は、この助成金の交付決定後、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第2-2号様式による中止（廃止）承認申請書を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県社協会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(決定の取消等)

第11条 県社協会長は、第10条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び助成金を他の用途に使用し、その他助成事業に関して助成金の交付決定の内容等に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、速やかに交付額を助成事業者の構成員が連帯して県社協会長に返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業完了後速やかに、別記第3号様式により、県社協会長に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は助成対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して1月を経過した日又は翌年の3月10日のいずれか早い日までとする。

(助成金の額の確定等)

第13条 県社協会長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第14条 助成事業者は助成金の額の確定に係る通知を受けたときは、別記第4号様式により県社協会長に助成金の交付請求書を提出するものとする。

- 2 県社協会長は、助成金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、別記第5号様式により、助成金を概算払により交付することができる。
- 3 概算払によって助成事業者を支払った助成金に余剰金が生じたときは、返還するものとする。

(受配表示)

第15条 「福寿子ども基金」活動支援助成事業の助成を受けて行った事業については、受配表示をするものとする。

- (1) 研修会・講座等の開催にあたっては、事業の参加者・対象者へ「福寿子ども基金」活動支援助成事業による事業であることを説明し、実施要項・報告書等の資料の表紙に「この事業は、「福寿子ども基金」活動支援助成事業により行われています。」等の表示をする。
- (2) 印刷物の発行にあたっては、印刷物の表紙に「この〇〇〇は、「福寿子ども基金」活動支援助成事業により発行しています。」等の表示をする。
- (3) 備品等の購入にあたっては、「この〇〇〇は、購入備品に「福寿子ども基金」活動支援助成事業により整備しました。」旨、ラベル等で表示をする。
- (4) その他事業の実施にあたっては、最も効果的な方法により、「福寿子ども基金」活動支援助成事業により実施している旨、表示をする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

「福寿子ども基金」活動支援助成対象経費基準限度額

費用の項目	内 容	基 準 限 度 額
謝 金	講師等（内部講師（役職員・会員）を除く）への謝礼等	
旅費交通費	交通費、宿泊費等（団体の役職員・会員も対象とする）	（公共交通機関） 目的地まで合理的経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額 （自家用車等） 1 kmにつき 37 円 （宿泊費） 1 泊 9,800 円
消 耗 品 費	当該助成事業の実施に必要な物品（備品以外のもの）	（事業の実施に必要な物品） 県社協会長が必要と認める範囲内 （事務用品等） 1 物品当たり 3 万円
会 議 費	会議等に付随する講師等の飲食代	（弁当代） 1,200 円
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費等（団体の会報誌等を除く）	県社協会長が必要と認める範囲内
通信運搬費	郵便料、運搬料金等（電信電話料を除く）	県社協会長が必要と認める範囲内
使用料及び賃借料	会場借上料、車輛借上代（バス、福祉車輛等）	県社協会長が必要と認める範囲内 ただし、会議室等については、原則として公共施設を活用すること
備品購入費	汎用性がなく、当該助成事業に不可欠な備品（資機材）	県社協会長が必要と認める範囲内
そ の 他	県社協会長が必要と認める費用	県社協会長が必要と認める範囲内

※ 上記の「基準限度額」欄に掲げる額は、対象経費の上限を示したものであり、事業実施においては、各助成事業者の基準があればその額を適用するものとする。